

久慈市漁業集落排水事業經營戰略

平成29年2月

久慈市建設部下水道課

久慈市漁業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 久慈市

事 業 名 : 漁業集落排水

策 定 日 : 平成 29 年 2 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成5年度(供用開始後23年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適(平成31年4月適用予定)
処理区域内人口密度	6.4人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無し
処 理 区 数	7地区(侍浜町麦生地区、横沼地区、川津内地区、外屋敷地区、桑畑地区、宇部町久喜地区、小袖地区)		
処 理 場 数	6箇所(侍浜町麦生地区、横沼・川津内地区、外屋敷地区、桑畑地区、宇部町久喜地区、小袖地区)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	集合処理区域の設定にあたっては、費用対効果を分析し、集合処理が適さない区域については浄化槽設置整備事業により整備を進めるなど、経済的に有利な手法を採用し整備を行っている。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本使用料 10㎡まで: 1,512円 10㎡を超え 20㎡まで: 1㎡当たり118円 20㎡を超え 30㎡まで: 1㎡当たり129円 30㎡を超え 50㎡まで: 1㎡当たり140円 50㎡を超え 100㎡まで: 1㎡当たり162円 100㎡を超え 500㎡まで: 1㎡当たり172円 500㎡を超える分: 1㎡当たり183円				
業務用使用料体系の 概要・考え方	同上				
その他の使用料体系の 概要・考え方	臨時汚水 1㎡当たり194円 ※「臨時汚水」とは、土木建築等に関する工事の施工に伴う排水のため排水処理施設を使用する場合、その排水処理施設を一時使用する場合に排除する汚水をいう。				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	2,692 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,003 円
	平成26年度	2,692 円		平成26年度	3,002 円
	平成27年度	2,692 円		平成27年度	3,066 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	下水道課の職員数は平成28年度3月現在11人で、業務は公共下水道事業、漁業集落排水事業及び浄化槽事業等を兼務している。職員給与費の予算措置については、漁業集落排水事業特別会計に1人分を計上している。
事 業 運 営 組 織	管理普及係と整備係の2つの係を設置している。 また、汚水処理施設に係る整備を効率化するため、平成27年度から漁業集落排水処理施設に関する事務が下水道課に分掌替えされている。

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	漁業集落排水処理施設の維持管理業務を民間業者に委託し、民間の専門力を活かした施設の適正管理に努めている。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙経営比較分析表のとおり。

経営比較分析表

岩手県 久慈市

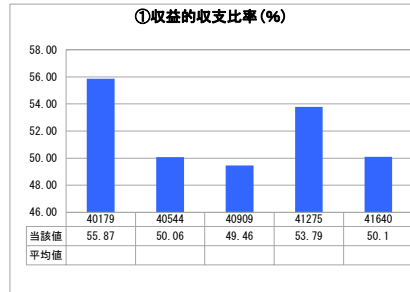
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	漁業集落排水	H2	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)
-	該当数値なし	8.42	100.84	2,690

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
37,103	623.50	59.51
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
3,103	4.84	641.12

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成26年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



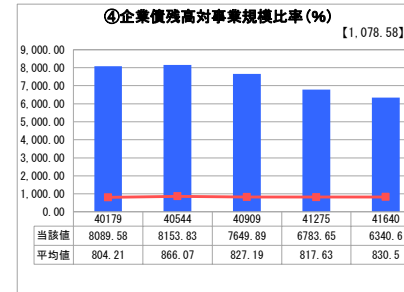
「単年度の収支」



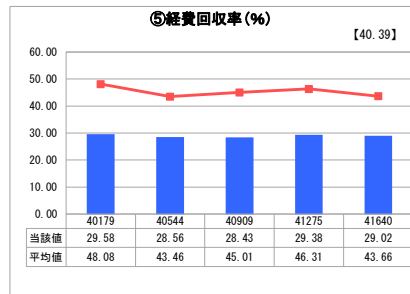
「累積欠損」



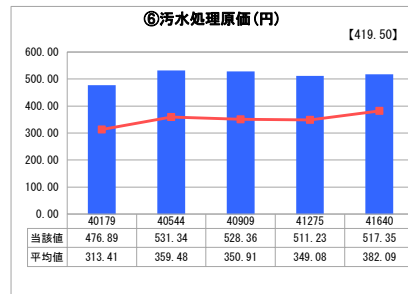
「支払能力」



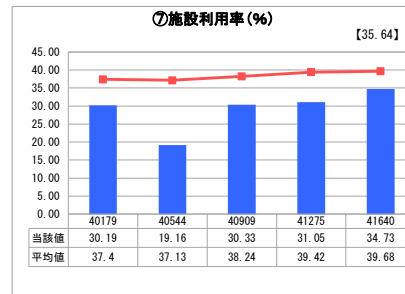
「債務残高」



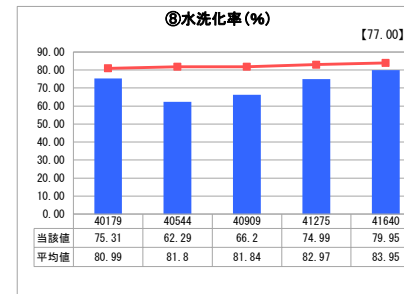
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

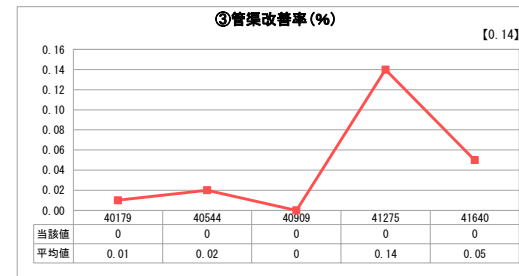
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- 本市の漁業公集落排水事業は、麦生地区において平成5年5月1日から供用開始され、その後、横沼・川津内地区、外屋敷地区、桑畑地区、久喜地区、小袖地区で供用開始されている。
- 本市の漁業集落排水事業は6地区それぞれで汚水の処理を行っているため汚水処理の経費が高くなってしまい、このことが事業経営を圧迫しており、使用料収入だけでは経営資金を賄うことができず、不足する資金を一般会計から補填してもらわなければならない状況にある。

2. 老朽化の状況について

- 集落排水の供用開始から古い施設では23年を超え、現在、整備を進めている大尻地区、白前・本波地区に加え、今後は老朽化施設の増加により、施設の新設とともに改築・更新の費用が増大していくことが考えられる。

全体総括

- 本市の漁業集落排水事業は、これまでの施設整備に伴い借り入れた地方債の残高が高額となっており、その地方債の償還が市の財政に大きな影響を与える要因となっている。
- 現在、漁業集落排水事業における水洗化率は80%程度となっているが、一般会計からの補填を少しでも減らしていくため、水洗化率の向上への取組に加え、今後予想される人口減少や節水型社会の広がりに対し使用料収入の確保対策を検討する必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
 ※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

2. 経営の基本方針

- 適切で計画的な事業執行
これまでの建設投資に伴う起債償還金や、施設の老朽化に伴う維持管理費の増加により、かなり厳しい経営状況となっていることから、地方公営企業法を適用し独立採算性及び経営の透明性を高め、適切かつ計画的な経営を行う。
また、現在整備を進めている2処理区について、浄化槽設置整備事業の活用や既設処理場への接続等による経済的な整備に努める。
- 効率的な施設管理
これまでと同様に、民間委託の活用による人員・技術力の確保及び業務の効率化を図るとともに、コスト削減に積極的に取り組む。
- 収入の確保と負担の適正化
財政基盤の強化のため、使用料を確実に収入するとともに、国費や企業債等の資金を適切に活用する。
- 水洗化の促進
収入の確保及び水域環境の保全と環境衛生の向上を図るため、水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度を活用し、水洗化率の向上に努める。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	5,008	△ 2,458	△ 2,550									
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)		5,008	2,550									
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	5,008	2,550										
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	5,008	2,550										
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	26,673	27,860	26,655	27,809	28,591	29,188	29,620	32,167	32,845	33,537	34,019	34,000
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度									
区 分												
収益的収支分	39,661	41,709	37,596	38,644	37,867	37,178	36,457	33,824	32,863	32,091	31,332	31,276
うち基準内繰入金	39,661	41,709	37,596	38,644	37,867	37,178	36,457	33,824	32,863	32,091	31,332	31,276
うち基準外繰入金												
資本的収支分	84,766	100,936	83,915	81,779	94,273	104,595	91,253	105,173	108,426	103,037	106,348	109,659
うち基準内繰入金	218	227	237	248	259	270	282	295	308			
うち基準外繰入金	84,548	100,709	83,678	81,531	94,014	104,325	90,971	104,878	108,118	103,037	106,348	109,659
合 計	124,427	142,645	121,511	120,423	132,140	141,773	127,710	138,997	141,289	135,128	137,680	140,935

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

○管渠、処理場等の建設・更新に関する事項
国庫補助事業による建設事業は、平成31年度の概成を目標に整備を進めており、残る2地区(侍浜町白前・本波地区、長内町大尻地区)の供用開始に向けて、国費及び企業債を適切に活用し整備を進めることとしている。また、整備にあたっては、費用対効果を分析し、経済的な集合処理区域の設定などによる効果的かつ効果的な事業執行に努める。

② 収支計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項
使用料等の営業収益では、これまでの建設投資に伴う多額の起債償還金を賄っておらず、一般会計からの繰入金に頼らざるを得ない状況である。人口減少等により今後の使用料収入の大幅な増加は見込めないことから、未接続世帯の水洗化を促進するとともに、使用料の確実な収入を行い、一般会計繰入金の抑制に努める。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○修繕費に関する事項
供用開始から23年が経過し、修繕を要する箇所が増えてきていることから、施設の運転に支障が発生しないよう計画的な修繕に努める。
○委託費に関する事項
今後も施設の維持管理業務を民間委託することで、必要な人員及び技術力の確保に努める。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	現在整備を進めている2地区をもって建設事業を概成させることとしており、それ以降は浄化槽設置整備事業により水洗化を進めていく方針である。
投資の平準化に関する事項	投資の平準化を図るため、資本費平準化債の発行を検討する。
その他の取組	供用開始から23年が経過し、ポンプ等機器及び装置の耐用年数が迫っていることから、事業を安定的に継続していくため、施設の適切な維持管理に努め、計画的かつ効果的な施設更新を検討する。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	平成31年度から地方公営企業法を適用する予定としており、経営状況が明確となることから、減価償却費や一般会計繰入金の考え方を整理し、公共下水道事業と併せ適正な費用負担について検討する。
その他の取組	建設改良及び今後見込まれる更新費用について、国の補助事業や地方債を活用し、適切な財源確保を図っていく。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	新設による管理施設の増や老朽化が進む施設の維持管理を効果的に行うため、包括的民間委託の導入について検討する。
修繕費に関する事項	修繕箇所の緊急度や必要性を検討し、計画的に修繕を行うことにより、施設老朽化による修繕費の増を抑制する。
委託費に関する事項	業務委託範囲や委託期間について検討し、経費の削減及び効率化に努める。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度進捗管理を行い、概ね5年ごとに見直しを行う。 また、平成31年度から地方公営企業法を適用する予定であることから、次の更新時には法適用後の会計に基づいた経営戦略を策定することとする。
---------------------	--